

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原告 秋山博 外19名
被告 群馬県知事 外1名

副本直送

準備書面(4)

平成17年7月15日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士 伴 義聖

同復代理人弁護士 堀内 徹也

被告群馬県知事指定代理人 関 隆之

同 岩崎 弘

同 大沢 信一

同 村上 行正

同 奥野 幸二

同 齊藤 一之

同 若林 正朗

同 齋藤 博

同 関江 康宏

同 阿部 真理子

同 都木 文隆

同 荒井 唯

同 縫島 良一

同 鈴木 和男

被告群馬県企業管理者指定代理人 鈴木 健一

同 武井 公仁

同 山本 隆

平成17年1月24日付け答弁書の（本案前の答弁）の第2・2（4頁）の「請求の趣旨第3項の（2）及び（3）について、以下のとおり補充する。

1 請求の趣旨第3項（2）について

原告らは、請求の趣旨第3項（2）において、被告群馬県知事に対し、「水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金」の支出（公金の支出）の差止めを求めている。

しかし、被告らの準備書面（2）の11・（3）（9頁）、準備書面（3）の第1・2・（2）（9ないし13頁）、同準備書面の第3・2（23頁）に述べたとおり、被告群馬県知事の所管する一般会計では水源地域対策特別措置法12条1項の負担金を負担しておらず、一般会計からその支出もしていない。

したがって、被告群馬県知事に対し水源地域対策特別措置法12条1項2号の支出の差止めを求める訴えは不適法であり、却下されるべきものである。

2 請求の趣旨第3項（3）について

原告らは、請求の趣旨第3項（3）において、被告群馬県知事に対し、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金への事業経費負担金」の支出（公金の支出）の差止めを求めている。

しかし、被告らの準備書面（2）の12・（3）（10頁）、準備書面（3）の第2・2・（3）（18・19頁）、同準備書面の第3・3（23頁）に述べたように、その負担金はすべて群馬県企業局及び藤岡市において負担しているものであり、群馬県は、会計処理上その一般会計で群馬県企業局及び藤岡市が支出した負担金を収納し、同会計から財団法人利根川・荒川水源地域対策基金にそのまま支出しているだけであり、一般財源でこの負担金を負担していない。

地方自治法242条2の住民訴訟は、地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保するため、その財務会計職員等による違法な財務会計行為を未然に防止し、是正し、地方公共団体に生じた損失を回復させるための訴訟であり、同条1項1号の差止請求は、違法な行為により当該地方公共団体に発生するおそれのある損失を未然

に防止するためのものである。そのため、地方公共団体の執行機関の財務会計行為であっても、およそ当該行為により損失を発生させるおそれのないときは、住民訴訟の対象とすることはできないというべきである（地方公共団体が利益を受けるにとどまる行為は住民訴訟の対象とならないとした最高裁昭和48年11月27日第三小法廷判決・集民110号545頁参照）。

また、本件において、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に対する負担金を負担しているのは、群馬県企業局及び藤岡市であり、群馬県は、同基金からの請求を受け、同基金にその負担金を納付するため、会計処理の関係から一般会計で収納し、支出しているにすぎず、そのため、群馬県の一般会計でこのような処理をしなくても、また、一般会計での処理が差止められても、群馬県企業局等の負担金の納付は可能である。

したがって、群馬県知事の所管する一般会計から群馬県企業局等の負担金の支出（公金の支出）の差止めを求める訴えは不適法であり、却下されるべきものである。

以上